**平成２３年（フ）第５９６号**
東京都八王子市大和田町３丁目２番18号
債務者　河島　淳一
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１０５０号**
横浜市青葉区荏田町297番地３　アルスあざみ野716号
債務者　吉田美名子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１８号**
熊本県天草市本渡町本渡2733番地
債務者　久保田敏子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

**平成２３年（フ）第３０４号**
東京都国立市富士見台４丁目17番地の１16―307
債務者　門前美年子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第５７９号**
東京都府中市宮町１丁目23番地の３グランドメゾン府中宮町1301
債務者　吉田　恒道
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第３０２号**
川崎市川崎区浜町１丁目22番５号　幸山荘202
債務者　亀井　輝雄
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第６６９６号**
東京都葛飾区西水元４丁目５―11―202
債務者　古屋　保雄
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６７３０号**
埼玉県草加市両新田西町141―４―203
債務者　柳澤　弘志
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第６７３１号**
東京都足立区六月１丁目８―８―302
債務者　鈴木　淳子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２４号**
栃木県矢板市鹿島町１番11号
債務者　浅野　良子（旧姓阿久津）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月28日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２３年（フ）第１６５号**
青森市花園２丁目９番10号　兼平アパート８号
債務者　鎌田　光雄
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第５７号**
青森県五所川原市大字広田字下り松９番地１
債務者　山田　慶藏
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２３年（フ）第５８号**
青森県五所川原市大字前田野目字犬走４番地２
債務者　新谷　利治
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２３年（フ）第５８６号**
東京都八王子市長房町520番地都営長房南アパート51号105
債務者　恩田　ツル
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第２５１号**
静岡県湖西市新居町新居511番地　ハイツ栄光Ⅲ棟205号
債務者　平本　知史
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係